

主要検討項目について（その４）

主要検討項目

1. 共通事項
（3）雇用、待遇のあり方
5. 経営委員会（仮称）
6. 監視組織

平成16年10月29日
内閣官房郵政民営化準備室

目 次

	頁
「1. <u>共通事項</u> 」について	
◎ 雇用、待遇のあり方	1
「5. <u>経営委員会（仮称）</u> 」について.....	9
「6. <u>監視組織</u> 」について.....	14

◎雇用、待遇のあり方

基本方針	考え方	有識者の意見
<p>5. 雇用のあり方</p> <p>(ア) 民営化の時点で現に郵政公社の職員である者は、新会社の設立とともに国家公務員の身分を離れ、新会社の職員となる。</p> <p>(イ) 人材の確保や勤労意欲・経営努力を促進する措置の導入等、待遇のあり方について制度設計の中で工夫する。</p> <p>(ウ) 職員のモラルと労使関係の安定に配慮する。</p>	<p>○ 公社から新会社への円滑な移行のために必要な措置</p> <p>① 職員の引継ぎ 職員の新会社等への雇用関係の引継ぎについては、法律に規定し、確実に雇用を確保する。</p> <p>② 労働条件等 給与制度等の労働条件に関する事項については、基本的に労使自治に委ねることとしてはどうか。 ただし、退職手当、共済年金といった待遇に関する事項については、退職手当の期間通算を行うなど職員に特段の不利益が生じないよう適切な対応が必要ではないか。</p> <p>○ 郵政監察官制度 職員が民間人となることから、廃止することとしてよいか。この場合、郵政犯罪については、一般的な内部監査による規律や警察等に委ねることとしてはどうか。</p> <p>○ 争議権 争議行為について、郵便事業については、公益事業として労働関係調整法上の措置により対応することによ</p>	

	<p>いか。</p> <p>なお、窓口会社が委託を受けて郵便事業を行う場合には、上記と同様な規制が適用されることとなる。</p> <p>【労働関係調整法による公益事業の規制】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 争議行為を行う場合の10日前までの予告・ 緊急調整による50日間の争議行為の禁止	
--	---	--

日本郵政公社職員数

常勤職員		非常勤職員		郵政短時間職員		計
職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	
人	%	人	%	人	%	人
280,042	73.1	97,378	25.4	5,534	1.5	382,954

注1：常勤職員数は、平成15年4月1日現在

注2：非常勤職員数は、15年度計画を1日8時間に換算

注3：郵政短時間職員数は、平成15年4月1日現在で、1日8時間に換算

注4：1日あたりの非常勤職員の実数（雇用時間は考慮しない）は123,441人（14年6月調査時点）

日本郵政公社職員数（年齢階層別）

年齢階層	職員数（人）	構成比（%）
20歳未満	490	0.2
20歳以上30歳未満	55,959	20.2
30歳以上40歳未満	78,422	28.4
40歳以上50歳未満	67,163	24.3
50歳以上	74,422	26.9
合 計	276,456	100.0

注1：常勤職員数

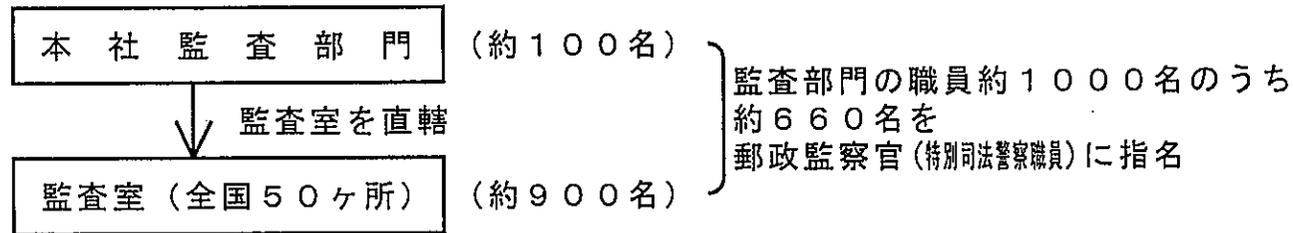
注2：平成14年10月現在（調査数値）

新組織移行時における法的措置

	国立大学法人化の例	非特定独立行政法人化の例	公社（JT, NTT）の民営化の例
職員の引継ぎ	<p style="text-align: center;">法律により、確実に確保 （国家公務員→非公務員）</p> <p>【国立大学法人法】（平成十五年七月十六日法律第百十二号） 附則 第四条 国立大学法人等の成立の際現に附則別表第一の上欄に掲げる機関の職員である者（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第二条又は独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第二条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人海洋研究開発機構の職員となるものとされた者を除く。）は、別に辞令を發せられない限り、国立大学法人等の成立の日において、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学法人等の職員となるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">法律により、確実に確保 （国家公務員→非公務員）</p> <p>【独立行政法人国立青年の家法】 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十九号） 附則 第二条 青年の家の成立の際現に文部科学省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を發せられない限り、青年の家の成立の日において、青年の家の職員となるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">法律により、確実に確保 （公社職員（非公務員）→非公務員）</p> <p>【日本たばこ産業株式会社法】 （昭和五十九年八月十日法律第六十九号） 附則 第十三条 公社の解散の際現に公社の職員として在職する者は、会社の成立の時において、会社の職員となるものとする。 （以下省略）</p>
共済年金	国共済制度を適用	国共済制度を適用 （従前からの国共済適用者に限る）	民営化後も独自の共済組合制度を適用 平成9年に厚生年金に移行
退職手当	法律により、在職期間を通算	法律により、在職期間を通算	法律により、在職期間を通算
給与制度等	<p style="text-align: center;">労使自治により決定するが、 基準等については法定</p> <p style="text-align: center;">（・勤務成績の考慮 ・主務大臣への届け出、公表 ・法人の業績、社会情勢との適合）</p>	<p style="text-align: center;">労使自治により決定するが、 基準等については法定</p> <p style="text-align: center;">（・勤務成績の考慮 ・主務大臣への届け出、公表 ・法人の業績、社会情勢との適合）</p>	なし
労働基本権	争議権を付与 （制限なし）	争議権を付与 （制限なし）	争議権を付与 （NTTについては公益事業につき、 10日前通告等の制限あり）

郵政監察官について

1 組織



2 職務内容

(1) 特別司法警察職員としての職務

郵政事業に対する犯罪について、一般司法警察職員と同様に、刑事訴訟法の適用を受け犯罪捜査を行い、捜査を終了したときは、書類とともに被疑者を検察官に送致。

ただし、逮捕など被疑者の身体を拘束することとなる行為については、一般司法警察職員が行う。

(2) その他

監査部門の職員として次の業務にも従事。

ア 監査

品質管理、効率的な業務運営態勢、事故・犯罪の防止等の観点で、郵便局等の業務を定期的に監査。

イ 調査

公社が行う業務の遂行に伴って発生する各種事故（郵便物の紛失等）の調査。

3 郵政監察官を郵政公社に置く理由

郵政公社に郵政監察官を置くのは、

① 郵政監察官の職務は郵政公社の行う郵政事業と密接な関係があり、職務遂行上犯罪発見の機会が多く、かつその職務上の知識を利用することが犯罪捜査において適切かつ有効と考えられる。

② 郵政公社の職員は国家公務員としての身分を付与されることから、郵政公社の役職員から指名される郵政監察官が司法警察権を行使することは適当と考えられる。

ためである。

(旧) 鉄道公安職員と郵政監察官制度の違い

	(旧) 鉄道公安職員 〔昭和62年に廃止〕	郵政監察官
目 的	○ 日本国有鉄道の施設内における公安維持。	○ 郵政事業に関する犯罪捜査等。
主要業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送に直接必要な鉄道施設内における犯罪に関する<u>捜査・警備</u>。 ○ 国鉄の運輸業務に関する犯罪に関する<u>捜査・警備</u>。 (刑事訴訟法に規定する司法警察職員の捜査を遂行) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 郵政事業に対する<u>犯罪の捜査</u>。 (刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を遂行) ※ この他、公社が行う業務の遂行に伴って発生する各種事故の調査、および郵便局の業務の定期的な監査、通知、改善状況把握の業務も兼務。
逮 捕	<ul style="list-style-type: none"> ○ 逮捕権限あり。 ○ 小型武器の携帯 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 逮捕権限なし。 (被疑者の逮捕に当たっては、警察官である司法警察職員にこれを逮捕させなければならない。)
犯罪発生件数	○ 約45万件(鉄道犯罪)(昭和59年度)	○ 約5,000件(平成15年度)
人 数	○ 約2,900人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 約660人 (多くは司法警察員の資格を伴わない各種事故調査、郵便局業務の定期的な監査を担当)

争議行為の制限について

- 公益事業における争議行為については、労働関係調整法により、一般の事業とは異なる特別の規制が設けられている。
 - 争議行為を行う場合の10日前までの通知
 - 緊急調整公表後、50日間の争議行為の禁止
- なお、公益事業に関する事件の調停については、労働委員会による優先的な取扱いが規定されている。

【労働関係調整法】

第八条 この法律において公益事業とは、次に掲げる事業であつて、公衆の日常生活に欠くことのできないものをいう。

- 一 運輸事業
- 二 郵便、信書便又は電気通信の事業
- 三 水道、電気又はガスの供給の事業
- 四 医療又は公衆衛生の事業

(2～3項：略)

第二十七条 公益事業に関する事件の調停については、特に迅速に処理するために、必要な優先的取扱がなされなければならない。

第三十五条の二 内閣総理大臣は、事件が公益事業に関するものであるため、又はその規模が大きい若しくは特別の性質の事業に関するものであるために、争議行為により当該業務が停止されるときは国民経済の運行を著しく阻害し、又は国民の日常生活を著しく危くする虞があると認める事件について、その虞が現実に存するときに限り、緊急調整の決定をすることができる。

(2～3項：略)

第三十七条 公益事業に関する事件につき関係当事者が争議行為をするには、その争議行為をしようとする日の少なくとも十日前までに、労働委員会及び厚生労働大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

2 緊急調整の決定があつた公益事業に関する事件については、前項の規定による通知は、第三十八条に規定する期間を経過した後でなければこれをすることができない。

第三十八条 緊急調整の決定をなした旨の公表があつたときは、関係当事者は、公表の日から五十日間、争議行為をなすことができない。

◎経営委員会

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>4. 移行期・準備期のあり方</p> <p>(2) <u>準備期のあり方</u></p> <p>2007年4月の民営化までの時期は、準備期と位置付け、民営化に向けた準備を迅速に進める。</p> <p>(ア) 経営委員会（仮称）を設置し、民営化後の経営や財務のあり方について検討する。</p>	<p>○ 経営委員会の目的、位置付け、メンバー、設置時期、権能についてどのように考えるか。</p>		

(参考1) 8月2日経済財政諮問会議 議事要旨

生田総裁の発言(抄)

「準備期間についてだが、私ども公社の立場から言うと、07年の民営化に向けた助走として、例えば、窓口業務が投信のみならずもう少し拡大できないのか、あるいは投資についても、内外の投資にももう少し一定の自由度を与えられるべきであろう。また、今は不動産業ができないことになっている。ビルなどを建てると半分以上を郵便で使わなければならないことになっており、こうしたことも多少本格的に考えていくとなれば、不動産業も一つの対象となるかという気がする。

また、郵便事業が苦戦している。黒字構造にするのは至難の技であるが、チャレンジ中である。郵便分野において、一種、二種以外の分野については、民間並みのデ・レギュレーションが行われてもいい気がしている。

07年の組織をどうするかについては、前回と同じような設立委員会も必要だと思うが、同時に準備経営委員会を始動させる必要がある。特殊法人とはいえ、民間会社的に健全な経営をしようと思えば、相当前広に経営委員会的なものを始動していく必要がある。この機能は、公社経営とは分けて考えていくべきである。」

(参考2) 第3回有識者会議資料(平成16年6月16日)

NTT提出資料(抜粋)

Ⅲ-2. 再編成移行準備

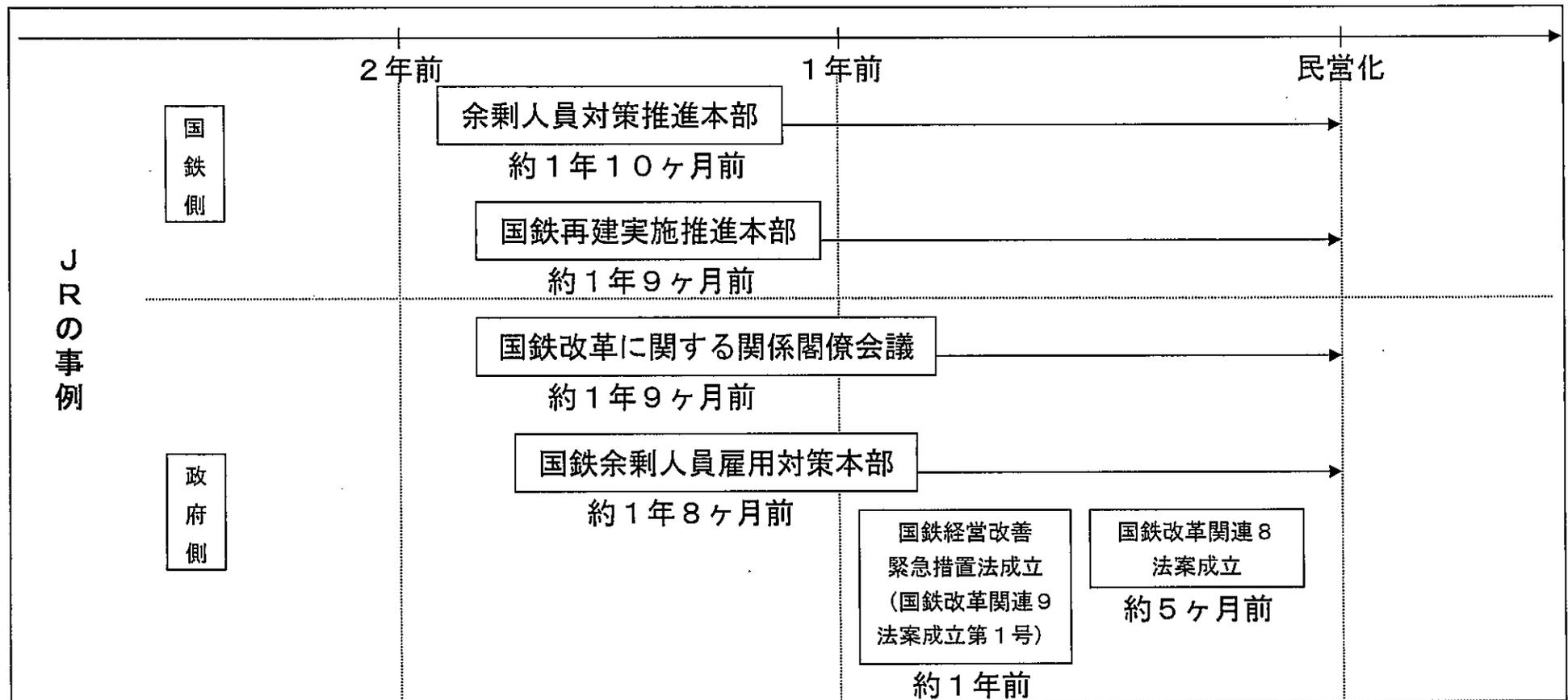
Ⅱ. 人員、組織の移行

- 1. 再編成後の組織に対応した「会社別移行本部」の設置 (再編成の約5ヶ月前に設置)
 - ・新体制下での業務運営の事前検証(プレ体制)も実施
 - ・再編成各社に対応した労使関係の枠組みの整備(組合組織も地方本部を廃止し、企業別本部に再編成)
- 2. 大規模な人員移行
 - ・支店所属人員・グループ会社出向者を除いて約56,000人の異動・所属替を実施
 - ・本社機能整備のための人材調整
 - ・事業本部制で権限委譲していた支社の機能・業務の本社・支店への移管
 - ・雇用契約の継承

(参考3) JRの場合

○「国鉄再建実施推進本部」の設置(昭和60年7月4日) 昭和62年4月1日のJR発足の約2年前
 ・国鉄改革の円滑な実施 本部長：総裁 副本部長：副総裁

○「余剰人員対策推進本部」の設置(昭和60年6月1日)
 ・雇用対策の強力な推進 本部長：総裁 副本部長：副総裁、技師長



(参考4)

○設立委員会

- ・ 設立委員は、法律の規定にしたがって主務大臣により任命され、定款作成や創立総会の準備等の新会社の設立に関する事務を処理する。その職務は、一般の株式会社の設立に関する発起人の職務と基本的に同じであり、商法上の設立手続きを行う。
- ・ 設立行為自体は、国自らが行う必要があることから、主務大臣が設立委員を任命して、発起人の事務を処理させる。
- ・ JR及びNTTの民営化の際は、電電公社総裁、国鉄総裁の他に民間有識者や関係行政機関の長等から任命されている。(JR設立時15名、NTT設立時16名、3回程度開催)

○経営委員会

- ・ 「基本方針」において準備期に設置するとされている「経営委員会(仮称)」は、民営化後の経営や財務のあり方について検討するものである。
- ・ 国鉄改革の際には、「国鉄再建実施本部」、「余剰人員対策推進本部」が国鉄内部に設置された。

◎監視組織をどうするか

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>6. 推進体制の整備</p> <p>(イ) 民営化後、郵政民営化推進本部の下に、有識者から成る監視組織を設置する。<u>監視組織は、民営化後3年ごとに、国際的な金融市場の動向等を見極めながら民営化の進捗状況や経営形態のあり方をレビューする。また、許認可を含む経営上の重要事項について意見を述べる。監視組織の意見に基づき本部長は所要の措置をとるものとする。</u></p>	<p>○ 監視組織に関する考え方</p> <p>(1) 監視組織をどのような権限を有する組織とするか。</p> <p>[A案] 行政官庁又は推進本部に対して意見を述べる組織とする。【いわゆる8条機関】</p> <p>[A-1] 監視組織の判断が尊重されるよう、許認可等の要件にかからしめ、主務大臣は、監視組織の意見を尊重して、許認可等を行う。</p> <p>[A-2] 経営判断を尊重し、許認可等の対象とはしない。監視組織はモニタリング等に基づき意見を述べる。(実効性をどのように担保するのかという問題がある。)</p> <p>[B案] 監視組織自らが許認可等の権限を行使する(監視組織自らが行政官庁となる)。【いわゆる3条機関】</p> <p>(2) 監視組織をどこに置くか。</p> <p>[A案] 推進本部に直結させる。この場合、推進本部に対して意見を述べたり、報告したりすることは可能。一方、個別の許認可等について、本部員でもある主務大臣に対し直接意見を述べることについては、推進本部の権限との関係を整理する必要。</p> <p>[B案] 既存の府省(内閣府か?)に置く。この場合、推進本部及び主務大臣に対して、意見を述べたり報告したりする関係とする(内閣府に設置された審議会等が、他省庁の個別の許認可等に対して意見を述べるような制度は、前例がある)。</p>		

(3) 監視組織は次のような事項に関与することとしてはどうか。

(窓口関係)

- ① 窓口ネットワーク会社と三事業会社（郵便・貯金・保険）の間の円滑な受委託関係の確保
- ② 三事業会社による直営の窓口（支店等）の開設（営業職員の配置）や、窓口ネットワーク会社以外の第三者への対顧客業務の委託の進め方
- ③ 民間金融商品等の取扱いの進め方
- ④ 郵便局の設置状況

(郵便関係)

- ⑤ 物流事業への参入の進め方

(貯金・保険関係)

- ⑥ 預入限度額・加入限度額の引上げ・撤廃の進め方
- ⑦ 貸付等の業務範囲の段階的拡大の進め方
- ⑧ 「民有民営」実現の判断

(4) 監視組織の判断の透明性をどのように確保するか。

[A案] 予めガイドラインを設けておくなど、事前の透明性を確保する。

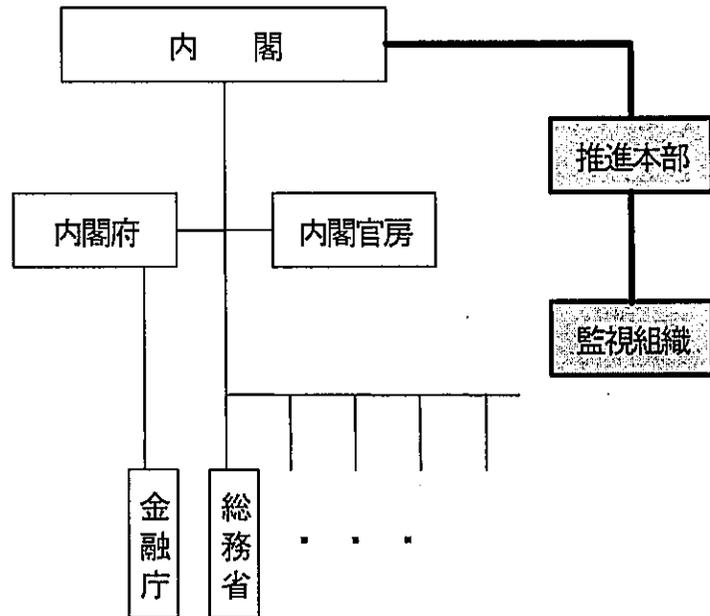
[B案] 諸情勢の変化に柔軟に対応できるよう、ガイドラインを予め設けることはせず、議論の内容や判断の理由を明らかにするなど、事後的に透明性を確保する。

合議制の委員会等の二類型

	行政機関「行政委員会」	審議会等
性格	内閣の統括の下に、任務及び所掌事務を有し、その権限に基づいて行政権を行使する機関。 このうち、合議制の行政機関として設置されるものを委員会という。(いわゆる「行政委員会」)	行政機関の所掌事務の範囲内で、有識者等の合議により、調査審議等を行う合議制の機関で、行政機関の行政権の行使を補助し、補充するもの。 (いわゆる「審議会等」)
所掌事務	行政処分ができる。 (一般的なもの) ・規則その他の特別の命令 ・告示 ・指定、認定 ・承認 ・許可、認可 等 (特定の機関にみられるもの) ・事案の審査、審判、審決(公正取引委員会) ・あっせん、仲裁、調停、裁定(公害等調整委員会)	行政処分はできない。 (一般的なもの) ・行政機関の長等に対する意見、報告又は勧告 (個別許認可について主務大臣が意見を聴かなければならない例も存在) ・行政機関等への資料要求、報告聴取、調査 ・不服審査 (特定の機関にみられるもの) ・検査、強制調査(証券取引等監視委員会、航空事故調査委員会) ・評価、監視、調査、研究(食品安全委員会)
機関の例	・公正取引委員会 ・公害等調整委員会 ・中央労働委員会 ・国家公安委員会 ・公安審査委員会 ・船員労働委員会	・税制調査会 ・証券取引等監視委員会 ・食品安全委員会 ・金融審議会 ・航空事故調査委員会 ・道路関係四公団民営化推進委員会 等
根拠条文 国家行政 組織法	(行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務) 第3条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。 2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。 3 省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。	(審議会等) 第8条 第3条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

合議制の機関を推進本部に設置する場合

【監視組織を推進本部に設置する場合の
組織図イメージ】



〔現存する本部及び機関とその所掌事務の例〕

○ 構造改革特別区域推進本部と評価委員会

(推進本部)

- ・ 構造改革特別区域基本方針の案の作成
- ・ 構造改革特別区域基本計画の実施の推進
- ・ 構造改革の推進等に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整

(評価委員会)

- ・ 特定事業の実施又はその実施の促進の状況について評価を行い、その結果に基づき、構造改革の推進等に関し必要な措置について、本部長（内閣総理大臣）に意見を述べる。

○ 司法制度改革推進本部と顧問会議

(推進本部)

- ・ 司法制度改革の推進に関する総合調整
- ・ 司法制度改革推進計画の作成及び推進
- ・ 必要な法律案及び政令案の立案
- ・ 関係機関及び関係団体との連絡調整

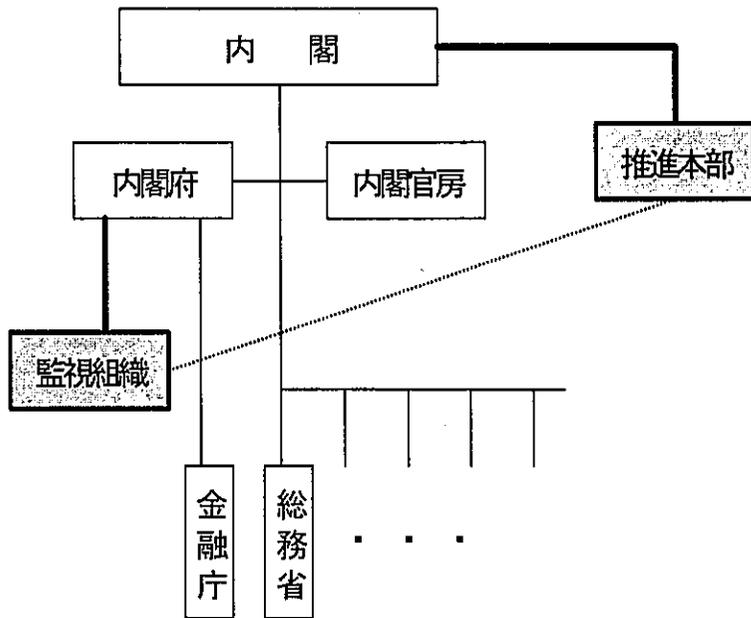
(顧問会議)

- ・ 司法制度改革の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について審議し、本部長（内閣総理大臣）に意見を述べる。

(注) 上記はいずれも法律で設置された本部の下に、政令で合議制の機関が設置されたもの。本部・合議制機関の双方が法律で設置されている例はない。

審議会等を内閣府に設置する場合

【審議会等たる監視組織を内閣府に設置する場合の
組織図イメージ】



〔現存する審議会等（内閣府設置）とその主な所掌事務の例〕

○ 内閣府と食品安全委員会

（内閣府）

- ・ 食品安全基本法に規定する基本的事項の策定、食品健康影響評価並びに食品の安全性の確保に関する関係行政機関の事務の調整

（委員会）

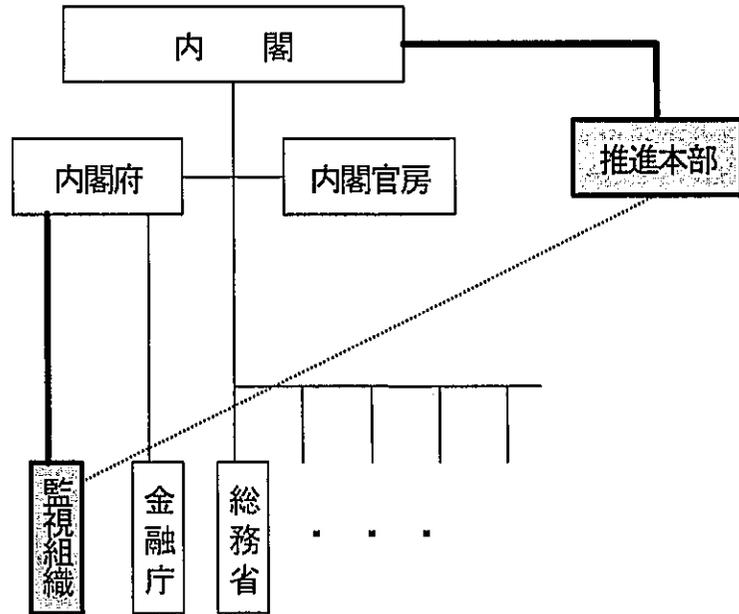
- ・ 食品健康影響評価の実施
- ・ 評価の結果に基づき、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告
評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告
（関係各大臣は勧告に基づき講じた施策について委員会に報告）
- ・ 関係各大臣は、法律に列挙された行政処分を行おうとするときは、委員会の意見を聴かなければならない。
（行政処分例）政省令の制定又は改廃、基準又は規格の変更又は廃止、製造、販売又は使用の禁止、承認、再審査、再評価 等

（注）各府省庁に設置された審議会等で、関連する本部が法律で設置されている例はない。

なお、内閣府に規制改革・民間開放推進会議が政令で設置され、規制改革・民間開放推進本部が閣議決定で設置されている例が存在する。

行政委員会を内閣府に設置する場合

【行政委員会たる監視組織を内閣府に設置する場合の組織図イメージ】



〔現存する行政委員会（内閣府設置）とその主な所掌事務の例〕

- 公正取引委員会
 - ・私的独占の禁止
 - ・不当な取引制限の規制
 - ・不公正な取引方法の規制
 - ・独占的状态に係る規制
 - ・その他公正取引委員会に属させられた事務

- 国家公安委員会
 - ・警察庁の所掌事務全てについて、警察庁を管理する。
 （警察庁の主な所掌事務）
 - ・警察に関する制度の企画及び立案に関すること。
 - ・国の公安に係るものについての警察運営（民心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事案、地方の静謐を害するおそれのある騒乱に係る事案等）
 - ・緊急事態に対処するための計画及びその実施
 - ・全国的な幹線道路における交通の規制
 - ・その他警察庁に属させられた事務
 - ・その他国家公安委員会に属させられた事務

（注）各府省に設置された行政委員会で、関連する本部が設置されている例はない。